



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成19年 3月19日

住 所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

氏 名 環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成19年 3月19日	許可番号	空環生第1109-3号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	施行令第7条第8号の2(がれき類の破碎施設) ----- がれき類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	美唄市字サンクワ美唄1802番8		
処理能力	456 t/日(8時間)	57 t/時間	
許可の条件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(空知支庁)

産業廃棄物処理施設変更許可証

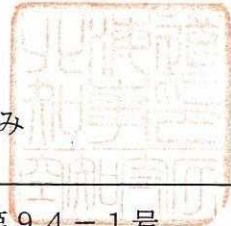
平成9年7月28日

住所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

氏名 環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成9年7月28日	許可番号	空環生第94-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ (安定型最終処分場) ----- がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。), 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)) 及び廃容器包装 (固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの (有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。)) であるものを除く。), 金属くず (石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。), ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。), ゴムくず (石綿含有産業廃棄物を含む。))		
設置場所	美唄市字サンクワ美唄2463番1		
処理能力	面積 10,712m ² 、容積 89,016m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		